

宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について

平成17年3月31日
告示第103号

改正 平成17年5月19日告示第179号〔題名改正〕平成18年4月1日告示第115号
平成20年1月29日告示第15号 平成24年3月30日告示第92号〔題名改正〕
平成25年12月27日告示第253号 平成26年12月15日告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市契約事務規則(平成17年宇佐市規則第34号)第25条及び第40条の規定に基づき、宇佐市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査の時期等について定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加資格の資格審査を申請できる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

- (1) 当該申請時において、営業に必要な登録(測量にあつては測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録、建築にあつては建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所登録)を受けている者又は営業を開始している者(測量及び建築以外の業種に係る者に限る。)であること。
- (2) 市税並びに上水道料金(簡易水道を含む。)及び下水道使用料(農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。)を完納している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

一部改正〔平成18年告示115号〕

(競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法)

第3条 競争入札参加資格審査の申請の時期は、入札参加資格審査年(平成17年及びこれを基準とした隔年ごとの年をいう。以下同じ。)の2月1日から同月末日までとする。ただし、その期間内に提出できなかった者や特に申請の必要がある者は、入札参加資格審査年の翌年(以下「中間年」という。)の2月1日から同月末日までに提出できるものとする。

2 入札参加資格審査年に競争入札参加資格審査の申請をした者のうち、市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)及び市内に支店、支社又は営業所を有する者であつて市長が別に定める基準を満たすことについて市長の認定を受けた者(以下「準市内業者」という。)は、中間年の2月1日から同月末日までに競争入札参加資格継続申請書に市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

3 第1項の競争入札参加資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(競争入札参加資格者名簿への登録)

第4条 市長は、競争入札に参加することができる資格を有する者を認定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録するとともに、その旨を公表するものとする。なお、当該名簿に登録した者については、審査結果の通知を行わないものとする。

(競争入札参加資格の有効期間)

第5条 競争入札参加者の資格の有効期間は、前条の規定により競争入札参加資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の競争入札参加資格審査申請書を提出した者については、当該申請に係る競争入札参加資格者名簿に登録をした日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に規定する者の競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿に登録をした日から当該名簿に登録した日の属する年の翌年の3月31日までとする。ただし、引き続き次年度分の競争入札参加資格審査申請書を提出した者については、当該申請に係る競争入札参加資格者名簿に登録をした日までとする。

一部改正〔平成18年告示115号〕

(競争入札参加資格の承継)

第6条 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、市長の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。

2 前項の規定により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更届)

第7条 入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(資格の取り消し等)

第7条の2 市長は、資格審査を申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
- (2) 資格審査を行うための実態調査に応じないとき。
- (3) 第2条各号に掲げる要件を備えていない等競争入札参加者の資格を与える者として適当でない判断したとき。

2 市長は、競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (2) 契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (3) 市内業者又は準市内業者が第3条第2項に規定する書類を提出しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、競争入札参加資格を有する者として適当でないことが判明したとき。

3 市長は、前2項の規定により資格の認定を行わないとき又は資格の取消しをするときは、その旨を通知するものとする。

(準用規定)

第8条 この告示の規定は、随意契約による場合についてこれを準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に競争入札参加の資格を有している者は、この告示の相当規定により申請したものとみなす。

(資格認定等に関する暫定措置)

3 第4条の規定による競争入札参加資格の有無の決定は、当分の間、大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等を定める告示（昭和60年大分県告示第235号）の規定による大分県知事の入札参加資格の有無の決定によるものとする。

附 則（平成17年5月19日告示第179号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月30日までに宇佐市契約事務規則（昭和43年宇佐市規則第13号）第35条の規定に基づき、宇佐市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以

下「測量等」という。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格について(平成8年宇佐市告示第200号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、第3条中「平成19年2月1日」とあるのは、「平成17年2月1日」と読み替えるものとする。

3～4 略〔他の告示の一部改正〕

附 則 (平成18年4月1日告示第115号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年1月29日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第92号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(宇佐市が発注する測量等の契約に係る指名基準等の一部改正)

2 略

附 則 (平成25年12月27日告示第253号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年12月15日告示第103号)

この告示は、公示の日から施行する。

